

# 令和5年度

## 土壌汚染調査技術管理者試験

### 試験問題（13時30分～15時30分）

次の【注意事項】をよく読んでから、始めてください。

#### 【注意事項】

##### 1. 受験上の注意

- ・問題は、1ページから40ページまでの45問です。
- ・問題用紙は試験監督者の合図があってから開いてください。
- ・乱丁や著しい汚れがある場合は取り替えますので、直ちに試験監督者に申し出てください。
- ・問題内容についての質問には一切答えられませんので、ご承知おきください。
- ・解答用紙（マークシート）に、受験番号と氏名が書いてある受験者シールのバーコードラベルを貼付けてください。
- ・途中退席は試験開始60分後から終了10分前までは可能です。退席する場合は手を上げて試験監督者の指示に従ってください。

##### 2. 解答

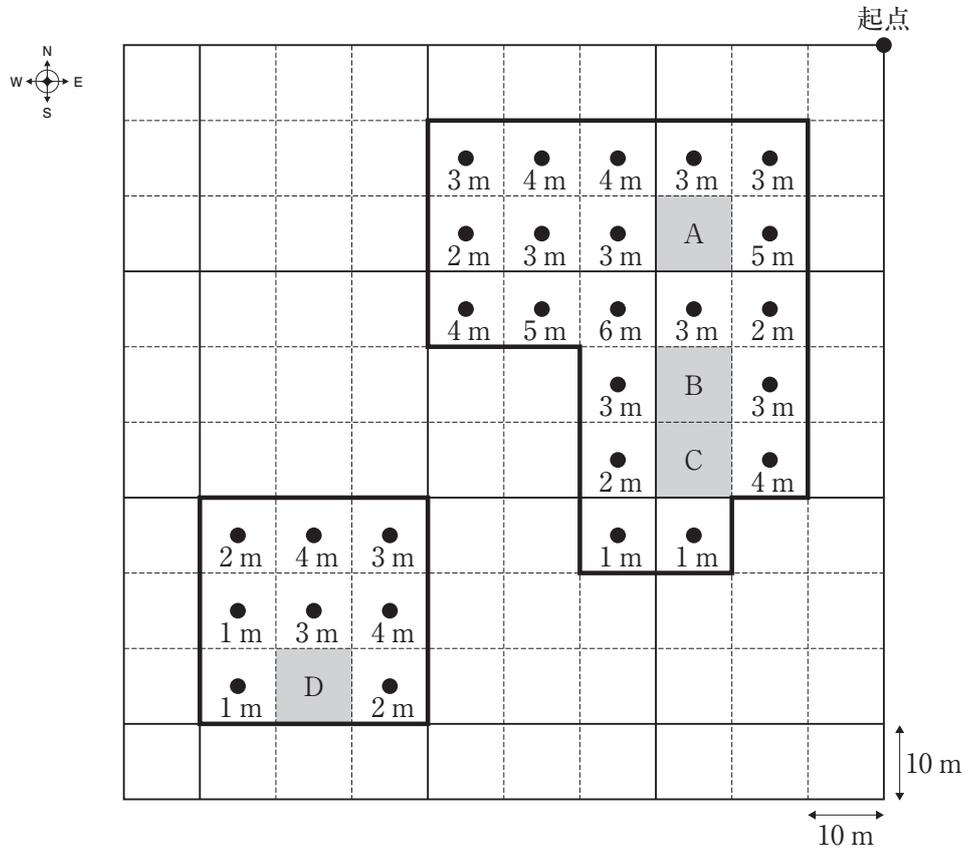
- ・解答は、解答用紙（マークシート）の「記入上の注意」に従って記入してください。
- ・正解は、各解答とも一つだけです。
- ・二つ以上の解答をしたもの及び判読が困難なものは、正解としません。

##### 3. その他

- ・本問題において、特に断りがない限り、「土壌汚染対策法」は「法」と記載しています。  
例) 土壌汚染対策法第3条 → 法第3条
- ・本問題は、令和5年9月1日現在施行されている規定等に基づいて出題されています。



問題 1 法の要措置区域に指定されている単位区画のうち、深度調査が実施されていない単位区画において、基準不適合土壌の深さを設定する。下の図の深度調査が実施されていない単位区画 A～D の基準不適合土壌の深さの組み合わせとして、もっとも適当なものはどれか。



凡 例

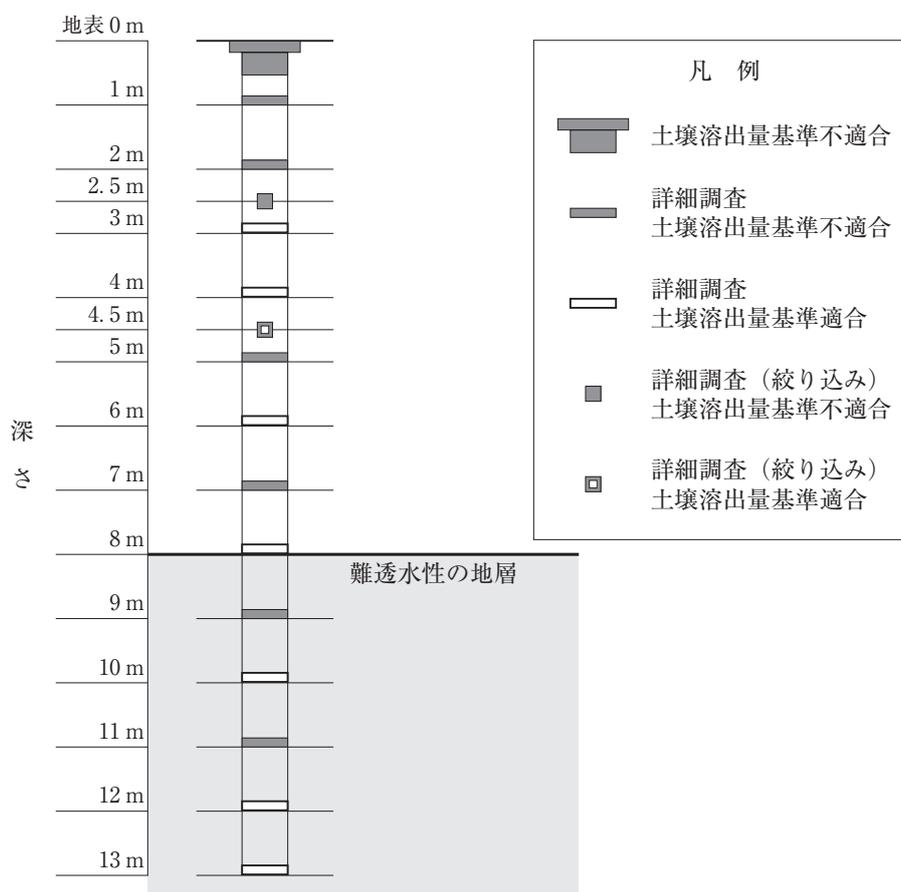
- : 深度調査地点 (単位区画の中心)
- 数値 : 深度調査により確認された基準不適合土壌の深さ (m)
- : 要措置区域
- : 単位区画
- : 深度調査が実施されていない単位区画

選択肢	A	B	C	D
(1)	3 m	3 m	2 m	4 m
(2)	4 m	4 m	3 m	3 m
(3)	5 m	3 m	4 m	3 m
(4)	5 m	4 m	4 m	3 m
(5)	6 m	6 m	4 m	4 m

問題 2 トリクロロエチレンによる汚染土壌を原位置浄化（酸化分解）する場合において、使用する酸化剤として次に掲げるもののうち、もっとも適当なものはどれか。

- (1) 硫酸ナトリウム ( $\text{Na}_2\text{SO}_4$ )
- (2) 過マンガン酸ナトリウム ( $\text{NaMnO}_4$ )
- (3) 硫化ナトリウム ( $\text{Na}_2\text{S}$ )
- (4) 水酸化ナトリウム ( $\text{NaOH}$ )
- (5) 炭酸水素ナトリウム ( $\text{NaHCO}_3$ )

問題 3 下の図は、法の土壤汚染状況調査により六価クロム化合物が土壤溶出量基準不適合であった一つの単位区画において、土壤汚染の深さを把握するために行った詳細調査の結果である。この単位区画（100 m<sup>2</sup>）において土壤汚染の除去を行う場合（目標土壤溶出量を土壤溶出量基準とする）、措置すべき汚染土壌の量として次に掲げるもののうち、もっとも適当なものはどれか。



- (1) 650 m<sup>3</sup>
- (2) 700 m<sup>3</sup>
- (3) 850 m<sup>3</sup>
- (4) 900 m<sup>3</sup>
- (5) 1,050 m<sup>3</sup>

問題 4 調査の方法が「法の土壤汚染状況調査に準じた方法」でなければならないものとして次に掲げる A～Eのうち、正しいものの組み合わせはどれか。

- A 保安林等の土地について、都道府県が法第 4 条第 1 項の届出対象外の区域として指定することができるかどうかを判断するために行う調査
- B 試料採取等を行う深さを限定した法の土壤汚染状況調査結果により指定された要措置区域において、試料採取等を行わなかった深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講ずることとなった場合に行う、当該土壤の汚染状態を明らかにする調査
- C 試料採取等を行う深さを限定した法の土壤汚染状況調査結果により指定された形質変更時要届出区域において、試料採取等を行わなかった深さの部分について土地の形質の変更を行う場合、当該部分の汚染状態を明らかにする調査
- D 法の原位置封じ込め措置において、封じ込めの対象となる第二溶出量基準不適合土壤を第二溶出量基準に適合させたことを確認する調査
- E 法の要措置区域において実施措置を講ずる場合、当該区域外から搬入された土壤を使用する際に当該土壤の特定有害物質による汚染状態を確認する調査

- (1) A、B
- (2) A、B、C
- (3) A、C、E
- (4) A、D、E
- (5) B、C、D

問題 5 トリクロロエチレンによる土壌汚染及び地下水汚染に関する次の記述のうち、もっとも適当なものはどれか。

- (1) 汚染土壌が不飽和帯に存在していても、地表面が隙間なくアスファルト舗装されていれば帯水層の地下水汚染を引き起こすおそれはない。
- (2) 第一帯水層の地下水汚染を対象として揚水井戸を設置する際、あらかじめ帯水層の底となる地層を貫通しておけば地下水汚染を第二帯水層に拡大させるおそれはない。
- (3) 汚染地下水の濃度が汚染源からの距離に応じて低下する自然現象（いわゆる自然減衰）が観測された場合、それは微生物分解による作用である。
- (4) 地下水流動によって地下水汚染が拡大している場合は汚染物質の土壌粒子への吸着が弱いことを示しているので、地下水の下流域で土壌汚染を引き起こすおそれはない。
- (5) エアースパージングは汚染地下水の濃度を低下させることが可能で、さらに飽和帯の汚染土壌の土壌溶出量の低下も期待できる。

問題 6 下の表は、法の要措置区域A～Eについて、区域指定対象物質の汚染状態と措置実施者が選択した実施措置を示したものである。誤っているものの組み合わせはどれか。

要措置区域	区域指定対象物質の汚染状態			措置実施者が 選択した実施措置	
	物質	土壌溶出量	土壌含有量		地下水
A	ベンゼン	第二溶出量 基準不適合	——	地下水基準 不適合	化学処理による 原位置浄化
B	砒素及び その化合物	第二溶出量 基準不適合	土壌含有量 基準適合	地下水基準 適合	地下水の水質の測定
C	ふっ素及び その化合物	土壌溶出量 基準不適合 かつ 第二溶出量 基準適合	土壌含有量 基準不適合	地下水基準 不適合	原位置封じ込め
D *乳幼児の砂遊び 等に日常的に 利用されている 砂場	鉛及び その化合物	土壌溶出量 基準適合	土壌含有量 基準不適合	——	土壌入換え
E	ポリ塩化 ビフェニル (PCB)	第二溶出量 基準不適合	——	地下水基準 不適合	第二溶出量基準適合 させた上で 遮水工封じ込め

- (1) A、B
- (2) A、C
- (3) B、D
- (4) C、E
- (5) D、E

問題 7 法の実施措置の種類と、その実施に伴い想定されるトラブルの例の組み合わせとして、もっとも不適当なものはどれか。

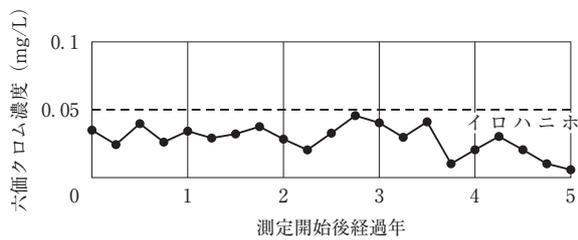
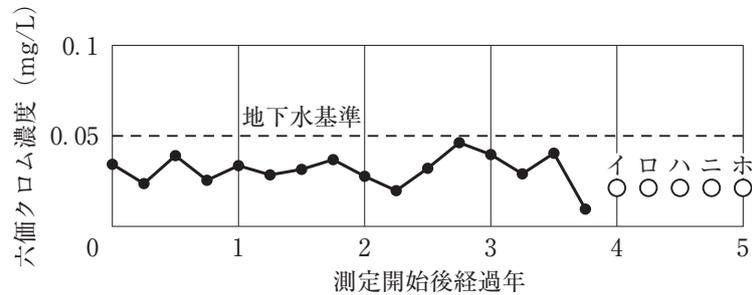
選択肢	実施措置の種類	実施に伴い想定されるトラブルの例
(1)	地下水揚水による原位置浄化	揚水した地下水の性状によっては、特定有害物質の除去のみを行って公共用水域に排出すると、水質汚濁が生じるおそれがある。
(2)	揚水施設による地下水汚染の拡大の防止	長期間の地下水揚水に伴い、周辺の地盤沈下が生じるおそれがある。
(3)	化学処理（酸化分解）による原位置浄化	硫酸還元菌や酸生成菌の働きによって硫化水素や有機酸が生成し、土壌や地下水から異臭が発生するおそれがある。
(4)	生石灰添加式抽出処理によるオンサイト浄化	汚染土壌が微細化した粉塵や揮発した特定有害物質が混ざったガスが発生し、周辺環境に拡散するおそれがある。
(5)	洗浄処理によるオンサイト浄化	周辺環境によっては、騒音・振動問題が生じるおそれがある。

問題 8 法の土壌入換え（区域外）措置を行う際の留意点に関する次のA～Dについて、適当なもの組み合わせはどれか。

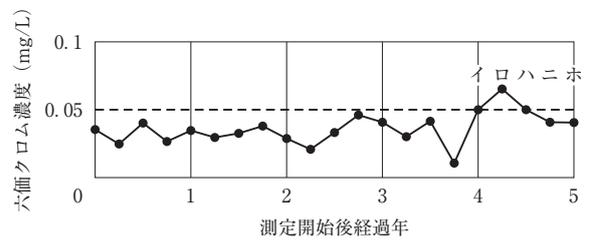
- A 詳細調査により地表から基準不適合土壌の範囲を確認しておく必要がある。
- B 要措置区域外から搬入された土壌を用いる場合、搬入土壌の汚染のおそれの区分に応じた品質管理を講ずる。
- C 深部の基準不適合土壌は砂利その他の土壌以外の仕切材料で覆われることになるが、この材料により新たな汚染が生じるおそれがないことを確認することが望ましい。
- D 土壌入換え（区域外）措置では、措置の効果を確認するために実施する一定期間の地下水監視が必要なため、工事完了時に都道府県知事に対し、地下水の水質の測定結果を含む実施措置完了報告を提出しなければならない。

- (1) A、B
- (2) A、C
- (3) B、C
- (4) B、D
- (5) C、D

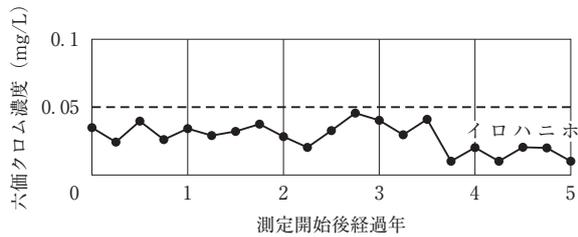
問題 9 法の地下水の水質の測定措置（地下水汚染が生じていない土地）において、六価クロム化合物の測定を5年間継続している。直近5回の測定結果（イ、ロ、ハ、ニ、ホ）が次のA～Eであったとき、措置の完了を報告できるものの組み合わせとして、正しいものはどれか。



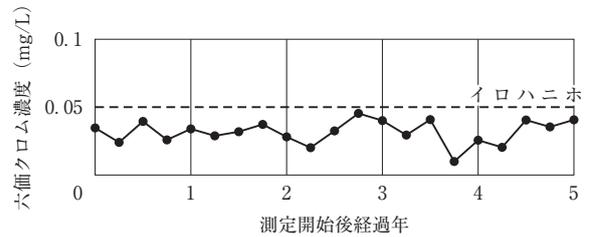
A



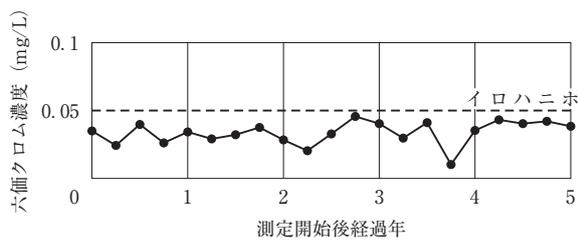
B



C



D



E

- (1) A
- (2) A、B、C、D、E
- (3) A、C
- (4) A、C、D
- (5) A、C、E

問題10 法の揚水施設による地下水汚染の拡大の防止措置の実施に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとしてもっとも適当なものはどれか。

- A 措置の有効性を保つためには、①地下水の適正な揚水量が定常的に保たれること、②地下水汚染の拡大の防止の効果が所定の方法により継続的に確認され続けることの2点が必要であり、これらが担保されたので措置の完了を報告した。
- B 設置費用の低減化等の理由により、揚水施設を要措置区域外に設置することが効率的と判断したので、土壤汚染の拡散が見込まれる土地の区域について、法第14条による指定の申請を行った。
- C 揚水した地下水の水質が排水基準又は排除基準に適合していても、当該地下水を直接公共用水域に排出又は下水道に排除できない。
- D 井戸障害や地盤沈下が発生しないように、配置や揚水量を設定し、さらに地盤変位量や地下水位の測定を行った。

A B C D

- (1) 正 正 正 誤  
(2) 正 正 誤 誤  
(3) 誤 正 誤 正  
(4) 誤 誤 正 正  
(5) 誤 誤 誤 正

問題11 トリクロロエチレン（TCE）による法の要措置区域において、鉄粉を用いた透過性地下水浄化壁を設置するため、下記の方法で壁の厚さを算出した。次の記述の  ～  に入る語句として、適当なものの組み合わせはどれか。

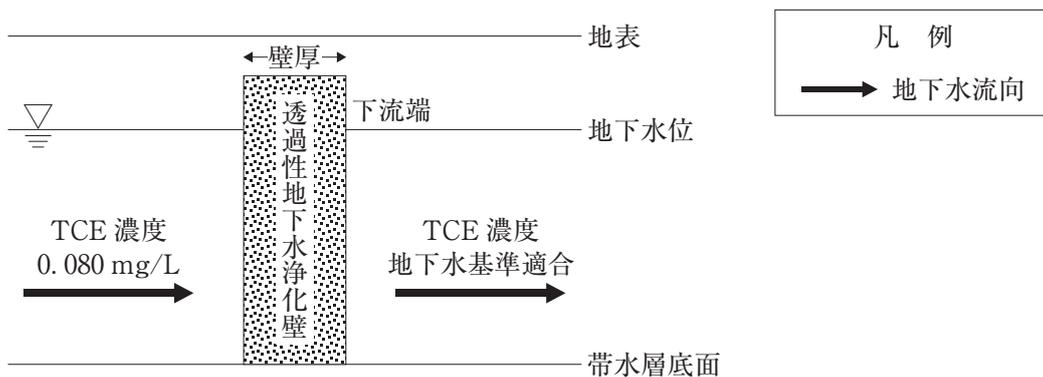
透過性地下水浄化壁内の TCE の濃度減少は一次反応で近似でき、半減期は 2 日であった。TCE の地下水濃度を 0.080 mg/L としたとき、地下水基準に適合するまで濃度低下するには、TCE が壁内で鉄粉と接している時間（滞留時間）として  日間が必要である。

地下水の流速に関して、実流速とダルシー流速は次式の関係がある。

$$\text{実流速 (m/日)} = \text{ダルシー流速 (m/日)} \times \text{有効間隙率}$$

浄化壁の下流端で TCE の濃度が地下水基準まで低下するのに最低限必要な浄化壁の厚さ (m) は、滞留時間 (日) × 壁内の  (m/日) である。

なお、鉄粉の酸化劣化等による分解速度の低下や温度変化による影響、TCE の分配や分散等、設計上の安全率は考慮しない。



選択肢	A	B	C
(1)	4	÷	ダルシー流速
(2)	4	×	実流速
(3)	4	×	ダルシー流速
(4)	6	÷	実流速
(5)	6	÷	ダルシー流速

問題12 法の地下水の摂取等リスクに関する措置において、その効果を確認する観測井の設置位置に関する問題である。当該観測井を必ず「措置実施範囲にある地下水の下流側の周縁の地点」に設置しなければならないものとして次に掲げるA～Dのうち、正しいものの組み合わせはどれか。

- A 地下水の水質の測定
- B 地下水汚染の拡大の防止
- C 掘削除去
- D 原位置浄化

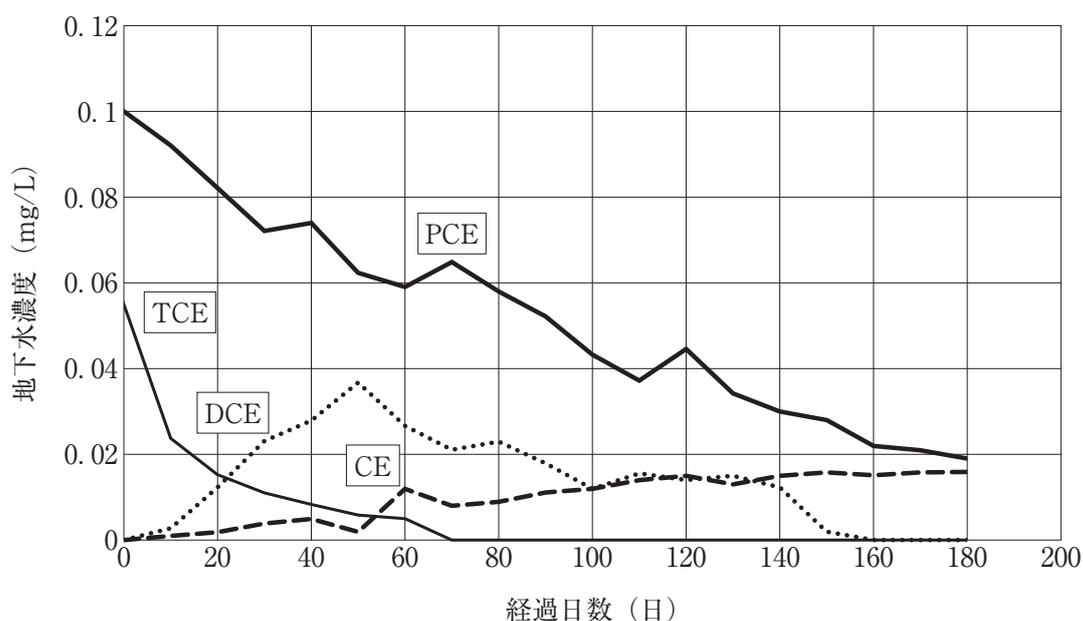
- (1) A、B
- (2) A、C
- (3) B、C
- (4) B、D
- (5) C、D

問題13 法の原位置浄化（原位置抽出）としてエアースパージングを計画する際、留意すべき事項に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとしてもっとも適当なものはどれか。

- A 浄化効率を上げるためには特定有害物質濃度が高い場所にスパージ井戸を設置する。
- B 事前の現地試験等により吹込み量（スパージ量）や到達範囲、吸引井戸からの吸引量や吸引範囲、圧力変化及びそれらの関係等について把握しておく。
- C 処理ガス（排ガス）中の特定有害物質濃度については、周辺環境の保全のため、自治体等と事前に協議しておく。
- D 措置の完了時は、4回以上の地下水の水質の測定を1年間実施し、目標地下水濃度に継続して適合した状態であることを確認する。

- |     | A | B | C | D |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 正 | 誤 |
| (2) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (3) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (4) | 誤 | 誤 | 誤 | 正 |
| (5) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |

問題14 テトラクロロエチレン (PCE) の汚染により法の要措置区域に指定された土地において、嫌気性生物分解 (バイオスティミュレーション) による原位置浄化措置を実施している。下の図は、汚染源付近に設置した、浄化効果を確認するための観測井における PCE と分解生成物であるトリクロロエチレン (TCE)、1,2-ジクロロエチレン (DCE) 及びクロロエチレン (CE) の地下水中の濃度の挙動を示す。TCE の濃度は早期に低下している。PCE の濃度は低下傾向であるが、CE の濃度は上昇した後に低下傾向がみられないため、措置開始 180 日経過後から、浄化方法を変更することとした。次に掲げるもののうち、もっとも不適当なものはどれか。



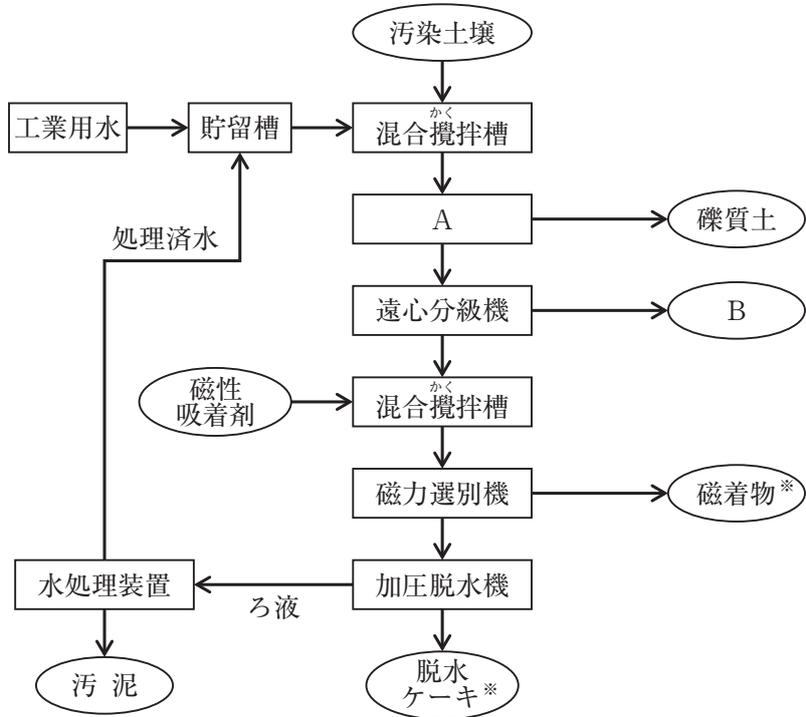
- (1) 酸素徐放剤を注入し、好気性生物分解
- (2) 揚水井戸を設置し、地下水揚水
- (3) CE 分解菌を注入し、嫌気性生物分解
- (4) 微細なスラリー鉄粉を注入し、化学処理 (還元分解)
- (5) 過硫酸ナトリウムを注入し、化学処理 (酸化分解)

問題15 法の土壌汚染の除去措置として、原位置浄化を実施した。措置の効果の確認のための水質モニタリングにおける分解生成物に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとしてもっとも適当なものはどれか。

- A 1,1,1-トリクロロエタンを対象として、鉄粉を利用した化学処理を実施し、分解生成物として1,2-ジクロロエタンとクロロエチレンの濃度を2年間定期的に測定した。
- B テトラクロロエチレンを対象として、フェントン法による化学処理を実施し、分解生成物が生成しないことが明らかたため、分解生成物としてトリクロロエチレンと1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、クロロエチレンの濃度を措置の効果の確認の初回にのみ1回測定した。
- C 四塩化炭素を対象として、嫌気性微生物を利用した生物処理を実施し、分解生成物としてジクロロメタンの濃度を2年間定期的に測定した。
- D トリクロロエチレンを対象として、メタン資化性菌を用いた生物処理を実施し、適用可能性試験により分解生成物が基準不適合とならないことを確認し、分解生成物として1,2-ジクロロエチレンと1,1-ジクロロエチレン、クロロエチレンの濃度を措置の効果の確認の最終回にのみ1回測定した。

- |     | A | B | C | D |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (2) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| (3) | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 誤 |
| (5) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |

問題16 砒素及びその化合物の土壤溶出量基準不適合により法の要措置区域に指定された土地において、以下のフロー図に示すような土壤洗浄法によるオンサイト浄化を計画している。下の図の  ~  に入る語句として、適当なもの組み合わせはどれか。

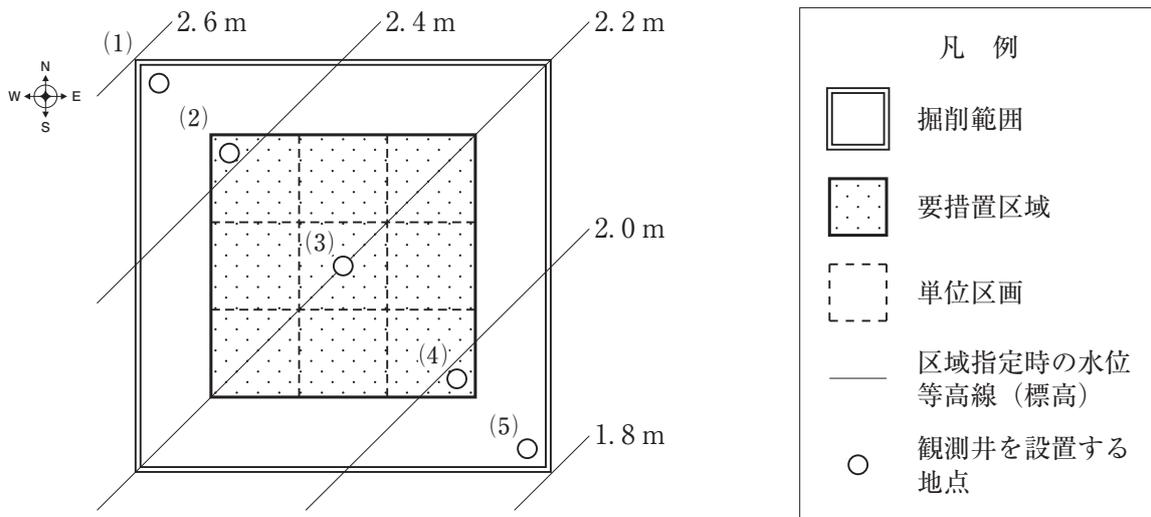


※磁着物や脱水ケーキでは砒素及びその化合物が  されている。

選択肢	A	B	C
(1)	風力選別機	砂質土	濃縮
(2)	風力選別機	粘性土	浄化
(3)	振動ふるい機	砂質土	濃縮
(4)	振動ふるい機	砂質土	浄化
(5)	振動ふるい機	粘性土	濃縮

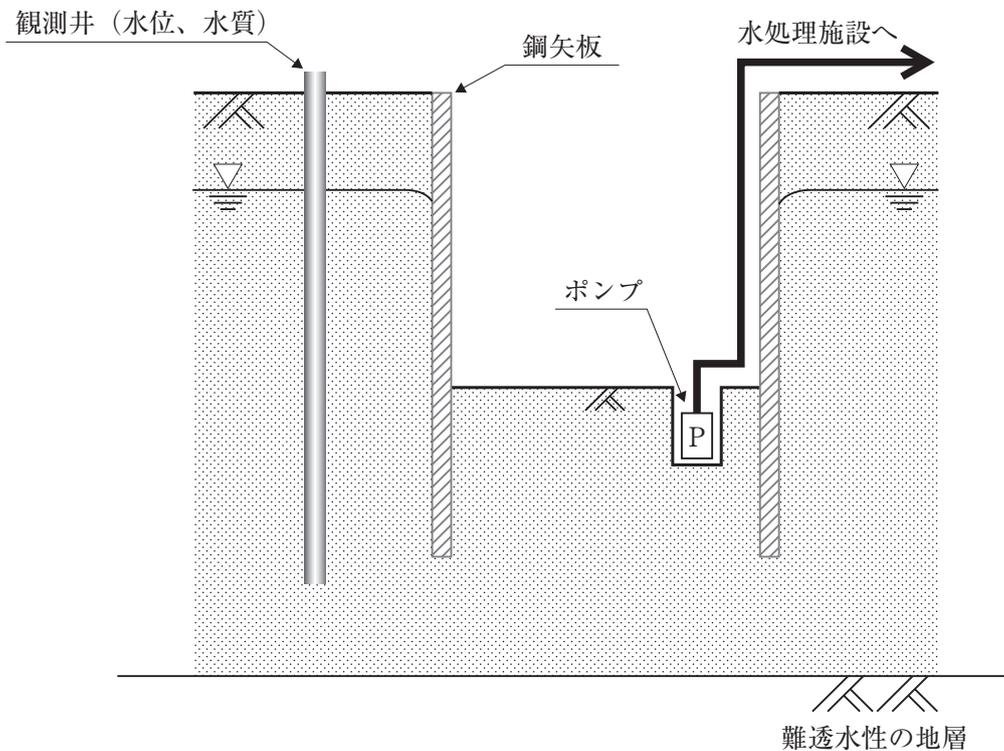
問題17 下の図に示す法の要措置区域において、標高3.5mまでの深さを対象として土地の形質の変更を計画している。この計画に際し、地表から一定の深さまでに帯水層がない旨の確認の申請を行うため、新たに水位観測のための観測井を設ける。当該観測井を設置する地点を示した図の(1)～(5)のうち、もっとも適当なものはどれか。

なお、当該要措置区域を含むすべての土地の地表の標高は5.0mであり、一定である。また、図中の地下水位の標高は、過去の地下水位等高線を参考に示したもので、地下水流向は潮位や季節変動、降雨の影響を受けず、年間を通じてほぼ一定であり、近傍での揚水等による地下水流向への影響のおそれもない。



問題18 法の要措置区域に指定された土地において、下の図に示すような方法で地下水位を低下させた上でもっとも浅い帯水層の中で掘削工事を行う。帯水層への影響を回避する方法に関する次のA～Dについて、適当なものの組み合わせはどれか。

なお、鋼矢板は難透水性の地層等に達していない。また、下の図には鋼矢板で囲まれた範囲に地下水面を表す線を描いていない。



- A 措置対象物質がベンゼンで土壤溶出量が第二溶出量基準に適合している場合、観測井で地下水質を監視し、掘削面より上位に水面がないことを確認しなければならない。
- B 措置対象物質が砒素で土壤溶出量が第二溶出量基準に不適合な場合、観測井で地下水質を監視し、鋼矢板内部の地下水位は掘削面より1 m 以上深くしなければならない。
- C 措置対象物質がシアンで土壤溶出量が第二溶出量基準に適合している場合、観測井で地下水質を監視し、鋼矢板内部の地下水位は掘削面より50 cm 以上深くしなければならない。
- D 措置対象物質がポリ塩化ビフェニル (PCB) で土壤溶出量が第二溶出量基準に不適合な場合、観測井で地下水質を監視し、掘削面より上位に水面がないことを確認しなければならない。

- (1) A、B
- (2) A、D
- (3) B、C
- (4) B、D
- (5) C、D

問題19 法の臨海部特例区域に関する次の記述の  ～  に入る語句として、正しいものの組み合わせはどれか。

砒素及びその化合物による土壤汚染が  に由来しており、かつ、 に係る被害が生ずるおそれのない土地がある。土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針を作成の上、都道府県知事に申請し内容の確認を受けた結果、臨海部特例区域になった。当該区域外に汚染土壤を搬出する場合は、搬出に着手する  前までに都道府県知事に搬出届出書を提出しなければならない。

選択肢	A	B	C
(1)	人為等	生活環境	30日
(2)	人為等	人の健康	14日
(3)	専ら自然	生活環境	30日
(4)	専ら自然	人の健康	30日
(5)	専ら自然	人の健康	14日

問題20 法の認定調査（掘削後調査）に関する次の記述のうち、もっとも適当なものはどれか。

- (1) 土壤汚染状況調査の際に隣接した単位区画を統合した場合、掘削対象単位区画でも統合した区画として扱い、試料採取の対象とされるロットの体積は100 m<sup>3</sup>を超えてもよい。
- (2) 第一種特定有害物質を対象とした一部対象ロットにおける採取試料は、対象とする複数のロットの内の任意の1つを選び、そこから任意の5点の土壤を採取し、それぞれ同じ重量混合したものを試料とする。
- (3) 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質を対象とする場合、試料採取の対象とされる各ロットの試料は、地上で均一に混合した後に採取する。
- (4) 一部対象ロットでは、900 m<sup>3</sup>以下ごとの調査により基準不適合だった場合、さらに100 m<sup>3</sup>以下ごとの調査を行い、基準不適合土壤を絞り込むことができる。
- (5) 掘削した汚染土壤を掘削した単位区画を含む要措置区域内に仮置きする場合、掘削した土壤による新たな汚染のおそれがないため、仮置き場に汚染の地下浸透防止対策を行う必要はない。

問題21 法の認定調査において詳細調査の結果を利用できる条件に関する次の記述のうち、もっとも不適当なものはどれか。

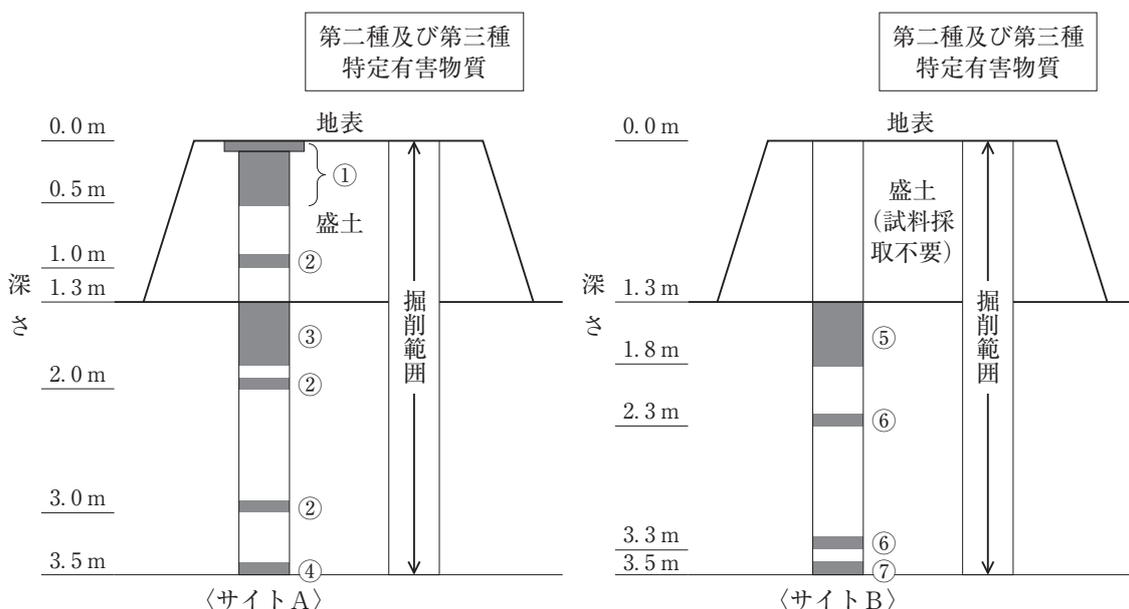
- (1) 規則に定められた実施措置の実施の方法に係る測定方法及び当該方法と同程度以上の方法により行われた調査の結果であること。
- (2) 要措置区域は法第7条の汚染除去等計画や法第9条の形質変更の禁止規定に係る都道府県知事の確認、また、形質変更時要届出区域については台帳に記載された法第12条の記録等に基づき、土地の形質の変更等が行われていないことが明らかである範囲の調査結果であること。
- (3) 第一種特定有害物質等は経年で深部へ移動するおそれを否定できないため、詳細調査後に速やかに認定調査を行った場合であること。
- (4) 実施措置を行う者あるいは土地の形質の変更を行う者が自ら環境省令で定める方法により実施した詳細調査の結果であること。
- (5) 当該詳細調査後に新たな土壌汚染のおそれが生じた特定有害物質がないこと。

問題22 盛土とその下に土壤汚染のおそれがあるサイトが存在する法の形質変更時要届出区域において、地表より深さ3.5 mまでの掘削工事、それに伴う認定調査（掘削前調査）を計画している。当該掘削対象地には、盛土材料の搬入記録の届出がなされていないサイトA及び当該届出がなされているサイトBがある。

下の図に示すサイトA又はサイトBにおいて、第二種及び第三種特定有害物質の試料採取位置のうち、誤っているものはどれか。

ここで、サイトBの盛土を除いて、いずれの土壤も基準不適合であることが明らかではなく、分析対象となる物質は区域指定対象物質及び認定調査時地歴調査において特定された特定有害物質とし、汚染のおそれが生じた場所の位置は地表から深さ1.3 mとする。

なお、図中の「要措置区域等外からの土壤の搬入記録の届出」とは、施行規則第59条の2第2項第3号イに基づくものである。また、当地における地下水位は掘削深さより1 m以上深い深さにある。



盛土材料について、「要措置区域等外からの土壤の搬入記録の届出」を行っていない。

盛土材料について、「要措置区域等外からの土壤の搬入記録の届出」により基準適合を確認している。

- (1) サイトAの表層の土壤と深さ5～50 cmの土壤を混合した土壤①
- (2) サイトAの地表より深さ1 mから土壤の掘削対象となる部分の深さまで1 mごとの土壤②
- (3) サイトA及びサイトBの土壤汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50 cmまでの土壤③、⑤
- (4) サイトBの土壤汚染のおそれが生じた場所の位置から土壤の掘削対象となる部分の深さまで1 mごとの土壤⑥
- (5) サイトA及びサイトBの掘削対象深さの土壤④、⑦

問題23 法の要措置区域から搬出される汚染土壌を運搬する際に、フレキシブルコンテナ（内袋有）に封入する。次の汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類と汚染状態の適用可能な組み合わせとして次に掲げるもののうち、もっとも不適当なものはどれか。

- (1) トリクロロエチレンが第二溶出量基準に不適合
- (2) 鉛及びその化合物が第二溶出量基準に不適合、かつ土壌含有量基準に不適合
- (3) シアン化合物が第二溶出量基準に不適合、かつ土壌含有量基準に不適合
- (4) 水銀及びその化合物が第二溶出量基準に不適合、かつ土壌含有量基準に不適合
- (5) ポリ塩化ビフェニル（PCB）が第二溶出量基準に不適合

問題24 下の表は、法の自然由来等土壌構造物利用施設及び自然由来等土壌海面埋立施設の基準等について示したものである。表中の  ～  について、正誤の組み合わせとしてもっとも適当なものはどれか。

表

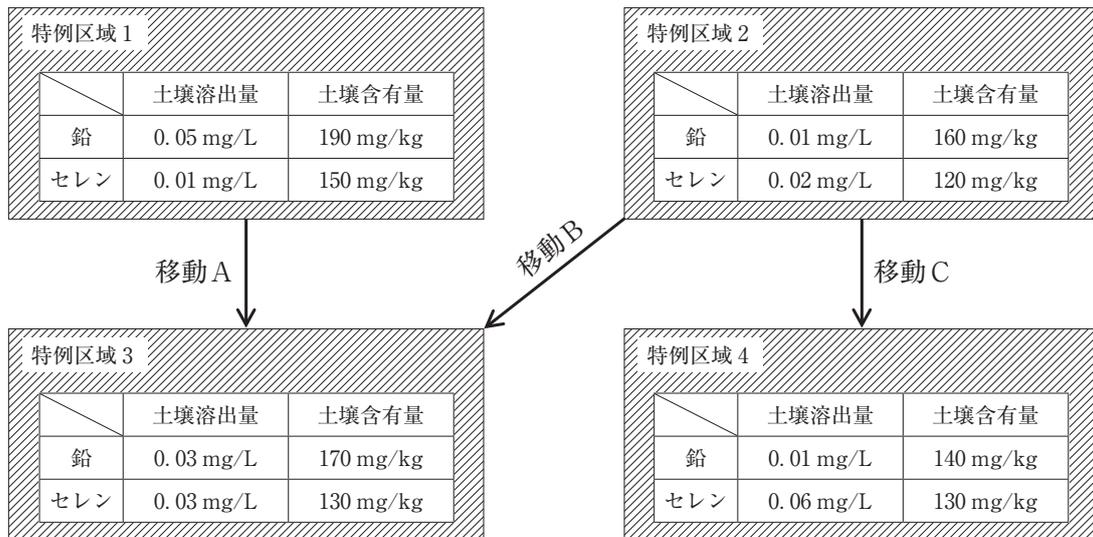
	自然由来等土壌構造物利用施設	自然由来等土壌海面埋立施設
処理可能な特定有害物質	シアン化合物、水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物質	<input type="text" value="A"/> 第二種特定有害物質
必要となる構造基準	<input type="text" value="B"/> 地下浸透を防止する構造	地下浸透を防止する構造
土質改良の目的	土木構造物に用いられる土砂としての品質を確保するために	公有水面の埋立てに用いられる土砂としての品質を確保するために
土質改良の種類	<input type="text" value="C"/> 粒度調整、含水率調整、異物除去、不溶化	粒度調整、含水率調整、異物除去
処理期間	搬入されてから盛土等部分への埋立てが終了する期間：60日以内	搬入されてから埋立てが終了する期間： <input type="text" value="D"/> 60日以内
廃止後の区域指定	原地盤の汚染状況により、次のいずれか <input type="text" value="E"/> 自然由来特例区域、一般管理区域	埋立地特例区域

- A B C D E
- (1) 正 正 正 誤 正
- (2) 正 正 誤 正 正
- (3) 正 誤 正 誤 誤
- (4) 誤 正 正 正 正
- (5) 誤 誤 誤 正 誤

問題25 法の埋立地特例区域に指定された土地が4か所にある。いずれの土地も同一港湾内に位置し、汚染が専ら水面埋立土砂由来であることが確認されている。それぞれの特例区域における鉛及びセレンの土壤溶出量及び土壤含有量の最大値は下の図の表中に示すとおりである。図に示す汚染土壤の移動A～Cについて、区域間移動として認められるものの組み合わせとして、もっとも適当なものはどれか。

鉛及びその化合物、セレン及びその化合物の土壤溶出量基準及び土壤含有量基準は、いずれも0.01 mg/L 以下及び150 mg/kg 以下である。

なお、鉛、セレン以外の特定有害物質による基準不適合はない。



- (1) A、B
- (2) A、B、C
- (3) A、C
- (4) B
- (5) B、C

問題26 法の特有害物質の組み合わせとして、正しいものはどれか。

選択肢	第一種特定有害物質	第二種特定有害物質	第三種特定有害物質
(1)	ホルムアルデヒド	六価クロム化合物	シマジン
(2)	四塩化炭素	アンチモン及びその化合物	チオベンカルブ
(3)	1,3-ジクロロプロペン	セレン及びその化合物	チウラム
(4)	ジクロロメタン	銅及びその化合物	有機りん化合物
(5)	トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物	メトリブジン

問題27 有害物質使用特定施設の使用を廃止した場合の調査（法第3条第1項本文調査）に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 使用が廃止された特定有害物質を貯蔵する施設に係る事業場の敷地であった土地の所有者等は、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下「土壌汚染状況調査」という。）の結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- B 土壌汚染状況調査を行わなければならない土地を購入した当該土地の新たな所有者等は、当該土地における土壌汚染状況調査を実施する必要はない。
- C 土壌汚染状況調査を行う者は、試料採取等の対象とされた単位区画の土壌について、第二種特定有害物質については土壌溶出量調査及び土壌含有量調査、第三種特定有害物質については土壌溶出量調査によって試料採取等を行うものとされている。
- D 土地の所有者等が期限内に土壌汚染状況調査の結果の報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事は、当該土地の所有者等の申請により、その期限を延長することができる。

- A B C D
- (1) 正 正 正 誤
- (2) 正 誤 誤 正
- (3) 誤 正 正 正
- (4) 誤 誤 正 正
- (5) 誤 誤 誤 正

問題28 土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認（法第3条第1項ただし書の確認）に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 法第3条第1項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、工場又は事業場の敷地であった土地及び当該確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- B 有害物質使用特定施設の使用が廃止された土地で、当該土地が引き続き工場又は事業場の敷地として利用される場合は、法第3条第1項ただし書の確認を受けることができる。
- C 小規模な事業場において有害物質使用特定施設の使用を廃止する場合であって、当該事業場の設置者が事業の用に供されている建築物と同一の建築物に居住しており、かつ、引き続き居住し続ける場合は、当該建築物の敷地及びこれと一体として管理される土地を含め、法第3条第1項ただし書の確認を受けることができる。
- D 法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡した場合、その権利を譲り受けた者は、当該土地の所有者等の地位を承継した旨を60日以内に都道府県知事に届け出なければならない。

A B C D

- (1) 正 正 正 誤  
(2) 正 誤 誤 正  
(3) 誤 正 正 誤  
(4) 誤 誤 正 正  
(5) 誤 誤 誤 正

問題29 土地の所有者等への通知（法第3条第3項に規定する通知）及び法第3条第1項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 都道府県知事は、有害物質使用特定施設の使用の廃止の届出を受けた場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨を通知する。
- (2) 都道府県知事は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等であって、当該有害物質使用特定施設を設置していた者が土壤汚染状況調査の結果の報告を行わない場合には、その者に対し、相当の履行期限を定めて報告を行うことを命ずることができる。
- (3) 法第3条第1項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- (4) 法第3条第1項ただし書の確認を受けた者は、都道府県知事から当該確認を取り消された旨の通知を受けた場合、当該通知を受けた日から120日以内に、当該確認に係る土地の土壤汚染状況調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- (5) 法第3条第1項ただし書の確認に係る土地について、非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をし、又はさせたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

問題30 一定規模以上の土地の形質の変更が行われる場合の法の届出に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が1,500 m<sup>2</sup>である場合は、都道府県知事に届け出る必要はない。
- B 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地において、土地の形質の変更に係る部分の深さが50 cm未満であって、土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出せず、かつ、土壌の飛散又は流出を伴わない土地の形質の変更を行う場合は、都道府県知事に届け出る必要はない。
- C 土壌を土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出する場合であっても、鉱山保安法の規定に基づく鉱山である土地において行われる土地の形質の変更であれば、土壌汚染対策法に基づき都道府県知事に届け出る必要はない。
- D 都道府県知事が法に定める方法に準じた方法で調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められるものとして指定した土地において行われる土地の形質の変更については、都道府県知事に届け出る必要はない。

- |     | A | B | C | D |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 正 | 誤 |
| (2) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (3) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (4) | 誤 | 正 | 正 | 正 |
| (5) | 誤 | 誤 | 誤 | 正 |

問題31 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査（法第5条第1項に基づく調査）に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 都道府県知事は、法第3条第1項ただし書の確認に係る土地であっても、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の結果を報告すべきことを命ずることができる。
- B 都道府県知事は、土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しないことが明らかで、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因して現に地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に地下水を人の飲用に供するために用いる井戸のストレーナー等がある場合には、当該土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の結果を報告すべきことを命ずることができる。
- C 都道府県知事から土壤汚染状況調査の結果の報告を命じられた土地の所有者等は、その報告書に当該土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称及び土壤その他の試料の分析を行った者の氏名又は名称を記載することにより、当該土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名の記載を省略することができる。
- D 都道府県知事は、土壤汚染状況調査の対象となる土地の範囲及び特定有害物質の種類について、当該土地もしくはその周辺の土地の土壤又は当該土地もしくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、生活環境の保全のため必要な限度において定める。

A B C D

- (1) 正 正 正 誤  
(2) 正 正 誤 誤  
(3) 正 誤 誤 正  
(4) 誤 誤 正 正  
(5) 誤 誤 誤 正

問題32 法の要措置区域に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合し、土壌含有量基準に適合しない土地については、当該土地の周辺で地下水の飲用利用があっても、当該土地に人が立ち入ることができない場合は、要措置区域に指定されない。
- (2) 都道府県知事は、要措置区域の指定をしたときは、原則として当該要措置区域内の土地の所有者等に対し、汚染除去等計画を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示する。
- (3) 土地の所有者等は、要措置区域において実施措置を講じたときは、当該土地の土壌の汚染の原因となる行為をした者に対し、指示措置に要する費用の額を超えて請求することができない。
- (4) 汚染除去等計画の提出をした者は、実施措置の着手予定時期を変更したときは、必ず変更後の汚染除去等計画を都道府県知事に提出しなければならない。
- (5) 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。

問題33 法の形質変更時要届出区域に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更着手する日の14日前までに、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日等を都道府県知事に届け出なければならない。
- (2) 形質変更時要届出区域のうち臨海部特例区域内で土地の形質の変更をした者は、土地の形質の変更に係る記録を作成し、1年ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類等を都道府県知事に届け出なければならない。
- (3) 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用する者は、都道府県知事に土地の形質の変更を届け出る必要はない。
- (4) 形質変更時要届出区域が指定された際に、当該形質変更時要届出区域内においてすでに土地の形質の変更着手している者は、その指定の日から14日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- (5) 都道府県知事は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その計画の変更を命ずることができる。

問題34 法の要措置区域等の指定の申請に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 土地の所有者等は、土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査を行った結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないと判断するときは、都道府県知事に対し、当該土地の区域について要措置区域等の指定をすることを申請することができる。
- B 土地の所有者等が要措置区域等の指定の申請を行う際には、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その3分の2以上の合意を得なければならない。
- C 法第3条第8項の規定により土壌汚染状況調査の結果の報告を命じられた土地の所有者等は、当該土地の区域について要措置区域等の指定の申請をすることができない。
- D 都道府県知事は、要措置区域等の指定の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

- |     | A | B | C | D |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 正 | 誤 |
| (2) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (3) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (4) | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| (5) | 誤 | 誤 | 誤 | 正 |

問題35 法の汚染土壌の搬出時の措置等に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 汚染土壌の搬出時の届出をした者は、その届出に係る事項を変更した場合、当該搬出を終了した日から14日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- B 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。
- C 要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、汚染土壌の運搬について、要措置区域等外への搬出の日から30日以内に終了しなければならない。
- D 都道府県知事は、運搬に関する基準に違反して汚染土壌を運搬した場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該運搬を行った者に対し、当該運搬を終了した日から30日以内に、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置を講ずべきことを命ずることができる。

A B C D

- (1) 正 正 正 誤
- (2) 正 誤 誤 正
- (3) 誤 正 正 誤
- (4) 誤 誤 正 正
- (5) 誤 誤 誤 正

問題36 法の管理票に関する次のA～Dについて、正しいものの組み合わせはどれか。

- A 汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の処理を他人に委託する場合には、当該汚染土壌の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）に対し、当該委託に係る汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、処理受託者の氏名又は名称等、などを記載した管理票を交付しなければならない。
- B 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を他の自然由来等形質変更時要届出区域内に区域間移動をする者は、管理票によって当該自然由来等土壌を管理する必要はない。
- C 汚染土壌の処理を委託した管理票交付者は、その管理票の交付の日から120日以内に処理受託者から必要な事項が記載された管理票の写しの送付を受けないときは、速やかに当該委託に係る汚染土壌の処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届け出なければならない。
- D 処理受託者は、汚染土壌の処理を委託した管理票交付者に必要な事項を記載した管理票の写しを送付した日から5年間、当該管理票を保存しなければならない。

- (1) A、B
- (2) A、D
- (3) B、C
- (4) B、D
- (5) C、D

問題37 法の汚染土壌処理業に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 汚染土壌処理業者は、汚染土壌とその他の土壌を混合し、希釈させることのみにより、当該汚染土壌を土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させることはできない。
- B 自然由来等土壌利用施設は、自然由来等土壌構造物利用施設、自然由来等土壌海面埋立施設、自然由来等土壌浄化処理施設のいずれかに該当するものである。
- C 汚染土壌処理業者は、埋立処理施設にあつては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならない。
- D 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の保管につき、受け入れた際の汚染土壌処理施設内の状況に応じて、もっとも適切と思われる任意の場所で行うことができる。

- |     | A | B | C | D |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 正 | 誤 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| (3) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| (5) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |

問題38 法の指定調査機関の業務規程に関する次のA～Dについて、正しいものの組み合わせはどれか。

- A 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を変更したときは、遅滞なく、環境大臣等に届け出なければならない。
- B 指定調査機関は、業務規程において、土壤汚染状況調査等の実施手順に関する事項又は土壤汚染状況調査等の品質の管理の方針及び体制に関する事項を定めなければならない。
- C 指定調査機関は、業務規程において、土壤汚染状況調査等に従事する者の教育に関する事項を定めなければならない。
- D 指定調査機関は、業務規程において、土壤汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとするために遵守すべき事項を定めなければならない。

- (1) A、B
- (2) A、D
- (3) B、C
- (4) B、D
- (5) C、D

問題39 法の指定調査機関に関する次のA～Dについて、正しいものの組み合わせはどれか。

- A 指定調査機関の指定の更新の基準のうち技術的能力に係るものは、土壤汚染状況調査等に  
従事する他の者を監督する技術管理者が適切に配置されていることである。
- B 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置を変更したと  
きは、遅滞なく、その旨を環境大臣等に届け出なければならない。
- C 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある  
場合を除き、その求められた日から起算して10日以内に、土壤汚染状況調査等を行わな  
なければならない。
- D 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の結果を都道府県知事に報告した日から3年間、当  
該土壤汚染状況調査等の業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなけ  
ればならない。

- (1) A、B
- (2) A、D
- (3) B、C
- (4) B、D
- (5) C、D

問題40 法の技術管理者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 技術管理者試験に合格した者は、合格証書の交付を受けた日からただちに指定調査機関に  
おいて技術管理者の業務に従事することができる。
- (2) 技術管理者試験に合格した者で、汚染の除去等の措置に関し3年以上の実務経験を有する  
者でなければ、技術管理者証の交付を受けることができない。
- (3) 都道府県知事は、技術管理者証の交付を受けた者が法又は法に基づく命令の規定に違反し  
たとき、技術管理者証の返納を命ずることができる。
- (4) 技術管理者証の交付を受けようとする者は、技術管理者試験に合格した日から5年以内に  
申請をしなければならない。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、当該期  
間内に当該申請を行うことができないときは、この限りでない。
- (5) 技術管理者証の再交付を受けた者は、失った技術管理者証を発見したときは、5日以内に、  
これを環境大臣に返納しなければならない。

問題41 ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするための必要な規制等を定め、国民の健康の保護を図ることを目的としている。
- (2) 国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容一日摂取量は、一日当たり人の体重 1 kg 当たり 1,000 pg-TEQ である。
- (3) ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌には適用しない。
- (4) 都道府県知事等は、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を調査測定するため、必要があるときは、その職員に、土地に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定させることができる。
- (5) 都道府県知事は、ダイオキシン類土壌汚染対策地域を指定したときは、遅滞なく、ダイオキシン類土壌汚染対策計画を定めなければならない。

問題42 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 農用地土壌汚染防止法で規定される農用地とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的もしくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。
- B 農用地土壌汚染防止法で規定される特定有害物質の種類は、土壌汚染対策法で規定される特定有害物質の種類と異なるものも含まれている。
- C 農用地土壌汚染対策地域の指定要件の一つは、作物の生育阻害の防止の観点から、その地域内の農用地の土壌に水を加えたときに溶出する砒素の量が基準を超えると認められることである。
- D 都道府県知事は、農用地土壌汚染対策地域に指定された土地の所有者等に対し、講ずべき措置及びその理由、期限等を示した上で、農用地土壌汚染対策計画を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示する。

A B C D

- (1) 正 正 正 誤
- (2) 正 正 誤 誤
- (3) 誤 正 正 誤
- (4) 誤 誤 正 正
- (5) 誤 正 誤 正

問題43 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 廃棄物処理法は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。
- B 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の中において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときであっても、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。
- C 産業廃棄物の最終処分場は、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場の3種類がある。
- D 廃止された最終処分場について都道府県知事が廃棄物処理法に基づく指定区域として指定した場合、当該指定区域内の土地の形質の変更をしようとする者は、廃棄物処理法で定める特定の行為を除いて、都道府県知事に届け出なければならない。

- |     | A | B | C | D |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 正 | 誤 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| (3) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (4) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (5) | 誤 | 誤 | 誤 | 正 |

問題44 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 水質汚濁防止法は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としている。
- (2) 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届け出なければならない。
- (3) 有害物質使用特定事業場から水を排出する者は、周辺に公共用水域がなく、排出水を排出することができない場合、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、有害物質が検出された特定地下浸透水を浸透させることができる。
- (4) 有害物質使用特定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設について、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
- (5) 都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において、有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その設置者に対し、地下水の水質の浄化のための措置を命じることができる。

問題45 環境基本法（平成5年法律第91号）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 土壌の汚染に係る環境基準に定められている項目には、カドミウム、六価クロム、砒素、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、銅及び亜鉛が含まれる。
- B 土壌の汚染に係る環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所の土壌については適用されない。
- C 土壌の汚染に係る環境基準とは別に、引き続き知見の集積に努めるべき項目として、土壌汚染に係る要監視項目が定められている。
- D 環境基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないとされている。

- |     | A | B | C | D |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 正 | 誤 |
| (2) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (3) | 誤 | 正 | 誤 | 正 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| (5) | 誤 | 誤 | 誤 | 正 |



